

# 公 示

## 特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町及び安八町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和7年3月7日

岐阜県知事 江崎 禎英

町名	期 日	時 間	場 所	対象地域
垂井町	令和7年 4月11日 (金)	午前10時から  午後3時まで	垂井町文化会館（北側）  (垂井町宮代2957-2)	町内全域
	4月14日 (月)	午前10時から  正午まで	垂井町文化会館（北側）  (垂井町宮代2957-2)	町内全域
関ヶ原町	4月15日 (火)	午前11時から  正午まで	関ヶ原町役場  (関ヶ原町関ヶ原894-58)	町内全域
神戸町	4月16日 (水)	午前10時から  午後3時まで	神戸町産業会館  (神戸町神戸520-1)	町内全域
輪之内町	4月17日 (木)	午前10時から  正午まで	J Aにしみの輪之内集出荷場 (J Aにしみの輪之内支店隣) (輪之内町四郷2554)	町内全域
安八町	4月18日 (金)	午前10時から  午後2時まで	J Aにしみの 名森支店  (安八町南條1155-1)	町内全域